

2017年度 春学期末試験問題用紙

科目名 日本国憲法		担当者 佐藤 敬二		問題枚数 4頁
試験時間 60分		本紙回収 不要	この試験に持込可能とするもの なし	
試験実施日 2017年8月10日				
学科 保育	学年 1	学籍番号	氏名	処理欄 (採点等)

以下の①から④の新聞記事から二つを選び、それぞれ次の点につき答えなさい。

1. 記事において問題となっている法的論点
2. その論点の前提となる法内容の説明
3. その論点に関する諸説
4. その論点に関する自らの見解

注意：1. 選択した記事番号を明記すること。二題の解答がないと回答とは認めない。二題の解答の順序は問わない。
 2. 一題を解答用紙の表面に他の一題を裏面に書く目安で記述すること。関係ない事項を記入した答案は無効と扱う。
 3. 採点基準（各問50点満点、合計100点満点で採点する）
 a) 設問の1. から4. の項目毎に、基本的には○△Xの三段階評価を行う。
 b) 必要なことが述べられていれば○で10点、不十分ならば△で5点、関係することが述べられていないとXで0点。
 c) さらに、独創的な考えがみられた場合には、各問共に10点の範囲で追加点をつける。

①芸能活動事件

朝日新聞 2007年05月26日付参照

写真集出版を理由に高校を退学させられたグラビアアイドルが法廷で、復学を求めている。桐朋女子中高に中学から通っていた。看護師を目指していた。高3だった06年夏、写真集「現役女子高生」を出版した。掲載写真の半分ほどを水着姿が占めていた。10月18日付で退学処分とされた。「学校生活の手引き」にある学則には、芸能活動そのものを禁ずる規定はなく、退学処分は懲戒権の裁量の範囲を超えているとして、小泉さんは裁判に訴えた。対して学校側は法廷で「芸能活動禁止の方針は、毎年の入学時に周知してきた。写真集の出版は明らかに学則に反する」と主張した。

②外国籍理由の調停委員拒否事件

朝日新聞 2012年01月27日付参照

訴訟外で紛争を解決する調停委員に、外国籍の弁護士が就けないのは憲法違反だなどとして、兵庫県弁護士会は26日、「最高裁に是正を求める不服申し立てをする」と発表した。県弁護士会などによると、調停委員は裁判官と紛争の話し合いに加わり、和解を目指す。任期は2年で最高裁が任命する。弁護士会が推薦した弁護士を家裁や地裁が最高裁に上申するのが通例になっている。弁護士会は昨年10月、ともに韓国籍の弁護士を推薦したが、神戸家裁と地裁は上申を拒んだ。裁判所側は「調停委員は公務員にあたり、日本国籍が必要」との最高裁の見解を理由にしているが、弁護士会は「委員の資格要件に国籍は含まれておらず、国籍差別で憲法違反」などと主張している。

③君が代不起立事件

朝日新聞 2015年01月17日付参照

卒業式で君が代を斉唱する際に起立しなかったことなどを理由に、都教育委員会から懲戒処分を受けた都立高校の教員ら50人が、都を相手に処分の取り消しと損害賠償を求めた訴訟の判決が16日、東京地裁であった。佐々木宗啓裁判長は「減給と停職の処分は違法」として、26人の処分を取り消した。訴えたのは、2007年3月～09年5月にあった卒業式などでの君が代斉唱をめぐり、戒告、減給、停職の処分を受けた教員ら。

④共謀罪とパロディー

朝日新聞 2017年06月18日付参照

「共謀罪」法の成立で、パロディー（二次創作）文化の担い手に監視の目が広がらないか——。そんな議論がネット空間で交わされている。共謀罪は著作権法違反にも適用されるが、パロディー漫画をはじめ同法と背中合わせの行為は身近にあり、表現活動の萎縮につながるという懸念だ。「こんなパロディー雑誌を作りたい」と作家と印刷業者が打ち合わせた段階で、作品が存在しないのに捜査当局の介入が可能になる。出版物を販売前に差し止める事前抑制について、1986年の最高裁判決は、原則許されないとの厳格な姿勢を示した。共謀罪の考え方はこの事前抑制をさらに前倒しするもので「違憲の疑いがある」という。

⑤内申書全面開示訴訟

朝日新聞 2001年09月13日付参照

東京都小金井市に住む女性が、都立高校受験で提出された中学時代の内申書の全面開示を求めた訴訟で、東京地裁は12日、一部非公開とした都教委の処分を取り消す判決を言い渡した。判決はまず、内申書について「教職員が一方的に作成し、第三者が内容を客観的に審査する余地がない」と述べ、「本人や保護者に開示することが、恣意（しい）や不正を防止する唯一の方法だ」との判断を示した。そのうえで、都教委の「特記事項を開示すれば、学校と生徒・保護者との間の信頼関係が損なわれる」という主張について検討。他の自治体で内申書を全面開示しても不都合が生じていないことを挙げて、「都教委側の主張は抽象的」とし、「非開示とした判断は過ちの是正の機会を奪うもので不適切だ」と述べた。

⑥旧姓使用請求事件

朝日新聞 2017年01月25日付参照

結婚前の旧姓で仕事ができないのは人格権の侵害だとして、勤務先の学校法人を訴えた女性教諭の控訴審が26日に始まる。女性は2003年から、東京都町田市の中学・高校に勤務。13年に結婚して改姓した後も、旧姓の使用を学校に要望したが認められなかった。生徒や保護者からは旧姓で呼ばれる一方、時間割表や保護者への通知などは戸籍名が使われている。だが、昨年10月の東京地裁判決は、職場で職員を特定するような場面では、戸籍上の姓の使用を求めても違法でないと結論づけた。女性は教員免許は旧姓のままで、結婚前に書いた参考書もある。旧姓で築いた業績と名前を、切り離したくないという。「女性の活躍をいうなら、早く夫婦別姓を認めてほしい」。

⑦船岡山マンション訴訟

朝日新聞 2010年10月06日付参照

京都市北区の国史跡・船岡山の南側にマンションが建設され、景観権などが侵害されたとして、周辺住民ら40人が建設業者らにマンションの一部撤去や約2億円の損害賠償を求めた訴訟の判決が5日、京都地裁であった。裁判長は「景観利益の侵害は認められない」と判断し、撤去の請求などを棄却。判決によると、マンションは高さ約19メートルで、地上5階、地下1階建て。2006年9月、船岡山（標高約112メートル）の南斜面にある京都市指定の風致地区内に完成した。判決は、船岡山が「枕草子」の時代から和歌に詠まれた歴史的・文化的環境であるとして、「地域住民は景観の恩恵を受けており、景観利益を有する」と認定。そのうえで、「景観への影響は少なく、建物の高さも社会的に容認される程度だ」と判断。

⑧私大納付金返還訴訟

朝日新聞 2009年04月10日付参照

私大医学部に合格した元受験生が新年度の4月に入学を辞退したケースで、事前に納めた授業料など800万円を大学側が返さなければならぬかが争われた訴訟の控訴審で、大阪高裁は9日、「3月末より後でも、大学に損害が生じないといえる特段の事情があれば例外」と判断し、700万円の返還を大学側に命じた。訴えを棄却した昨年9月の一審・大阪地裁判決を変更する逆転判決となった。

⑨タトゥー医師法違反事件

朝日新聞 2015年11月22日付参照

タトゥーを他人に施す行為は医師法違反か。略式起訴された彫り師の20代男性が無罪を訴え、大阪地裁で異例の法廷闘争に踏み切る。タトゥーは「医業」とする捜査側に対し、技術の進歩や意識の変化にあっていないと主張。戦前は彫り師を直接取り締まる規制があったが、1948年に引き継がれた軽犯罪法で消滅。一方、その年施行の医師法に「医師でなければ医業をしてはならない」との条文ができた。タトゥーを医業とする明文規定はない。厚生労働省は2001年、眉や目尻に墨を入れる「アートメイク」の苦情やトラブルが相次いだのを背景に、「針先に色素を付けながら皮膚の表面に色素を入れる行為」は医師しかできないとの通達を出した。「保健衛生上、危害が生じる恐れがある」との理由だ。

⑩新学習指導要領

週刊アエラ 2001年04月30日付参照

「物理離れに歯止めをかけたい」という狙いで作られた高校物理の新学習指導要領への風当たりが強い。有名私立高は足並みをそろえ独自カリキュラムへと踏み出した。高校の物理は従来、「力と運動」「エネルギー」など力学の基礎を最初に学んでから「波動」、次いで「電流と電子」という順番にカリキュラムが組まれていた。しかし、新指導要領の「物理1」では最初に「電気」を学び、次いで「波」そして「運動とエネルギー」という順に組み替えられた。「歴史的に見ても、体系的に見ても物理学の根幹は力学。力学を学ぶことを通じて生徒たちは物理的な発想を学ぶ。電気や波を先に学んでは、その背後にある法則や本質を理解できない」。教師たちは、「新指導要領には囚われず、今後も従来通り力学から教える」という見解で一致した。

⑪「残業代ゼロ」法案

朝日新聞 2015年02月14日付参照

厚生労働省の労働政策審議会が13日まとめた報告書に、「残業代ゼロ」となる新しい働き方が盛り込まれた。安倍首相は「時間ではなく、成果で評価する新たな労働制度を選べるようにする」として、政権の成長戦略にこの制度の創設を盛り込んだ。今回の対象者は「年収1千万円以上で、高度な職業能力を有する労働者」と昨夏の成長戦略で大枠は決定済み。今回の報告書では、対象となる働き手に対し、企業は年間104日の休日を取得させることなどを条件に、働いた時間にかかわらず残業代や深夜・休日手当を支払わなくてもよい、とした。導入ありきで議論を進めたこともあり、対象となる職種は為替ディーラーやアナリストなど一部に限定された。

⑫生活保護費からの学資貯蓄事件

朝日新聞 2004年03月24日付参照

学資貯蓄を理由に生活保護費を減額した福岡市の処分を最高裁が違法としたのを受け、同市は23日、同様のケースについては今後、減額しない方針を明らかにした。生活保護制度は国の統一基準に従う必要があるが、違法判決を受けて独自に判断することにした。同市は、独自に判断する。

⑬「安保法」違憲訴訟

朝日新聞 2017年03月31日付参照

安全保障関連法は憲法違反だと国を訴えた長崎地裁の第2陣訴訟には、元自衛官やキリスト教の聖職者、子育て世代など、93人が原告に名乗りを上げた。昨年提訴した第1陣訴訟を合わせ、県内の原告は200人を超える。施行から1年を迎えた安保法に対し、憲法への考え方や職業、年齢を超えて反対の声を上げた。「聖書には『剣（つるぎ）を取る者は皆、剣によって滅びる』という言葉がある。それは実際に日本が経験してきたことだ」。原告の一人、日本キリスト教団長崎銀屋町教会の牧師は30日の提訴後に長崎市内で開かれた集会で、憲法への思いを語った。長崎や佐世保、島原など県内全域の30～80代の計93人が原告として参加する。聖職者や学者、戦争体験者、米軍や自衛隊の基地が集まる佐世保市民など立場は多岐にわたる。

⑭関釜裁判

朝日新聞 2001年03月30日付参照

太平洋戦争中、旧日本軍の従軍慰安婦にされたり、軍需工場で強制的に働かされたりした韓国人女性十人が、国を相手に計三億九千六百万円の損害賠償と公的な謝罪を求めた「関釜裁判」の控訴審で、広島高裁は二十九日、原告側の請求を棄却した。裁判長は「戦後補償のあり方は総合的政策判断を待って決めるもので、立法府の裁量にゆだねられている」と述べた。高裁判決は、国会議員の立法行為は政治的判断に基づくもので、司法による規制になじまないと指摘。